

危機管理広報研修実施業務委託
仕様書

1 委託業務名

危機管理広報研修実施業務委託

2 委託予定期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）までの間とする。

3 履行場所

墨田区役所職員課人材育成支援担当（墨田区吾妻橋一丁目23番20号）

4 履行期限

令和8年3月31日（火）

5 経緯及び業務目的

本区では、平成28年3月「墨田区危機管理基本計画 総合危機管理マニュアル」の改定を行い、危機管理広報における主体者の明確化を図った。併せて、「危機管理広報のフローチャート」を修正し、報告ルート・報道対応判断基準の明確化を図った。

一方で、危機管理事象は、事例も様々であり、また突発的に発生する場合もあることから事故等に対する行政対応のバラつき、事件や不祥事等が発生した際の広報対応の拙さによる世間からの厳しい批判など、危機事態の広報対応を誤ると区のイメージを著しく傷つける事態を想定される。

これらのことから、幹部職員に対して危機管理意識、危機管理広報意識の改善を促すとともに、緊急記者会見対応のスキルなど、危機管理事象への最善の対応策を習得するため、本研修を実施する。

6 業務内容

(1) 研修の実施

履行日に講師を派遣し、研修生に対して目的に定めた内容の講義及び演習を実施するものとする。
また、研修を臨場感のあるものにするため、記者会見のシミュレーションを実施するものとする。
なお、研修の実施に当たっては、区と受託者で十分協議し、区の意向を反映するよう努めること。
教材費及び講師の交通費・昼食代を委託料に含むものとする。

ア 対象（予定）

墨田区役所管理職職員約20名及び管理職昇任予定職員約10名

イ 研修実施時期（予定）

令和7年11月上旬～中旬

ウ 回数（予定）

1日1回、2日間実施（同内容）

エ 時間

1回あたり4時間程度

オ 内容

(ア) 講義形式

地方公共団体としての危機管理広報の必要性と考え方について、危機管理事象発生時の対応策と手順、想定事例・想定事故を元に対応検討

(イ) ロールプレイング形式

緊急記者会見を想定したトレーニング（記者役スタッフ2名含む）

7 支払方法

履行検査確認後、請求に基づき一括して支払う。

8 特記事項

(1) 区担当者と十分協議を行い、業務を進めること。

(2) 本仕様書に特に明記が無いもの、本研修を進める上で当然に必要となる資料やデータの作成は、受託者の責任において行うものとする。

(3) 本研修の様子を区担当者が撮影する場合がある。また、撮影した映像の使用権利は区で持つものとする。

(4) 本仕様書に定めのない事項については、随時区と協議を行い決定することとする。

9 担当及び問い合わせ先

〒130-8640

墨田区吾妻橋1-23-20

墨田区職員課 人材育成支援担当 庭野、尾崎

Tel：03-5608-6246

E-Mail：SYOKUIN@city.sumida.lg.jp